

平成 25 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイヤモンドダイニング
代表者名 代表取締役社長 松村 厚久
(コード番号: 3073 JASDAQ)
問合せ先 執行役員 管理本部長 樋口 康弘
電話番号 03-6860-3250 (代表)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 26 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の内容の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。(改定・追記箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンスの確保・推進のため、「コンプライアンス規程」を制定し、全社的なコンプライアンスの体制の整備に努めるものとし、同規程及び「経営会議規程」にもとづき、経営会議内に「コンプライアンス部会」を置き、継続的に取締役、執行役員へのコンプライアンスに関する情報の共有を図るとともに、コンプライアンスに係る重要事項を審議決定する。
 - (2) 「内部通報規程」を設け、コンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることを取締役及び使用人が知った場合の通報窓口を、社長直轄の内部監査室に置くものとする。また、内部監査室は、各部署における業務実施状況が法令、定款及び社内諸規程に準拠し適法かつ妥当であるかについて監査・検証し、コンプライアンスの実効性を高めるものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ検索性の高い状態で保存・管理（廃棄を含む）するものとし、また、同規程により取締役及び監査役は必要に応じて書面の閲覧が可能であることとする。
 - (2) 内部監査室は、同規程に定める文書保管責任者と連携のうえ、文書等の保管及び管理状況を監査するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危機の管理については、「リスク管理規程」に基づき取締役及び執行役員を中心として、各本部において継続的に監視・把握を行うとともに、同規程及び「経営会議規程」にもとづき、経営会議内に「リスク管理部会」を置き、継続的に取締役、執行役員へのリスクの管理状況の報告・検討を行い、予めリスク回避に努めると共に、リスク発生時の対応等を定めるものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則第 7 営業日に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することに加え、経営に関する事項については、「経営会議」（取締役、執行役員、常勤監査役が参加する会議）を週 1 回開催し、取締役会から付託された範囲において会社の

業務執行に関する重要事項を審議決定するものとする。

- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、その責任者が職務権限規程・決裁権限基準に則った決定を行う体制とする。
 - (3) 取締役会は役員と使用人が共有する全社的目標として年度予算を策定し、取締役及び執行役員は目標達成のために注力する。また、目標達成の進捗管理状況は、取締役会における月次報告、経営会議における適時報告等により行い、これに伴う必要な審議及び決定を、諸規程にもとづき行うこととする。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命する。また、重要事項については、内部監査室等が適宜監査役の補助体制をとることとする。
 6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役の直属の指示命令下に配属し、監査業務に必要な指示命令に関して取締役の指示命令を受けず、独立したその職務を遂行し、人事処遇等については、取締役は監査役会の意見を尊重するものとする。
 7. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループは、グループの経営方針に基づき、方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。また、当社にはグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設置するとともに、グループ会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。また、当社グループ間取引においては、法令・会計その他社会規範に則った適正な取引を行う。内部監査室は当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役、監査役会及びグループ各社代表取締役に報告する。
 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告することとし、職務執行に関する法令違反、定款違反、及び不正行為の事実、又は当社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。また、監査役から職務執行に必要とする情報の提供を求められた場合は、速やかに対応するものとする。
 - (2) 社内通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、「監査役会規程」に基づき、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換し、代表取締役社長との相互認識を高めることとする。また、監査役は、必要に応じて会計監査人、内部監査室との相互に緊密に連携する体制を確保し、必要に応じて監査役が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部の有識者を活用することができる体制も整えることとする。
 10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
当社グループは、反社会的勢力との関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当要求に対しては、法的対応を含め毅然と対応するものとし、当社の役員及び当社グループの従業員に対してその徹底を図ります。

また、反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「暴力団排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合には、関係を速やかに解消する取り組みを行ないます。

以 上